周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の 一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年周南市条例第42号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同表事務の欄に掲げる事務」の次に「、別表第2機関の欄に掲げる る実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事務」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 別表第3情報照会機関の欄に掲げる実施機関が、同表情報提供機関の欄に 掲げる他の実施機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要 な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、 当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するとき。
- (2) 番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる実施機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の実施機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するとき。

別表第1に次のように加える。

5 教育委員会 就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

5 市長	地方税の賦課	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情	
	徴収に関する	報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報	
	事務であって	又は介護保険関係情報であって規則で定める	
	規則で定める	もの	
	もの		

別表に次の1表を加える。

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関		事務	情報提供機関	特定個人情報	
1	教育委員会	就学援助に関する	市長	地方税関係情報、住民	
		事務であって教育		票関係情報、生活保護	
		委員会規則で定め		関係情報又は外国人生	
		るもの		活保護関係情報であっ	
				て教育委員会規則で定	
				めるもの	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1 機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事務 及び実施機関が行う番号法別表第2事務の欄に掲げる事務と する。

現行

 $2 \sim 4$ (略)

(特定個人情報の提供)

第 4 条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提 | 第 4 条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提 供することができる場合は、番号法別表第2情報照会者の欄 に掲げる実施機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の実施 機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必 要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求 めた場合において、当該他の実施機関が当該特定個人情報を 提供するときとする。ただし、番号法の規定により、情報提 供 ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム を 使 用 し て 他 の 個 人 番 号 利 用 事 務 実 施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合 は、この限りでない。

改正案

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1 機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄に掲げる事 務、別表第2機関の欄に掲げる実施機関が行う同表事務の欄 に掲げる事務及び実施機関が行う番号法別表第2事務の欄に 掲げる事務とする。

 $2 \sim 4$ (略)

(特定個人情報の提供)

供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する ときとする。

(1) 別表第3情報照会機関の欄に掲げる実施機関が、同表 情報提供機関の欄に掲げる他の実施機関に対し、同表事務 の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情 報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合におい

現行			改正案				
2 (略)			て、当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するとき。 (2) 番号法別表第 2 情報照会者の欄に掲げる実施機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の実施機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が当該特定個人情報を提供するとき。 2 (略)				
	(第3条関係)		別		(第3条関係)		
機関		事務		機関		事 務	
(略)				(略)			
4 市長		扱いに準じた生活に困窮する外国人護の措置に関する事務であって規則		4 市 長		扱いに準じた生活に困窮する外国人 は護の措置に関する事務であって規則	
			7	5 教 育委員 会	就学援助に関すめるもの	る事務であって教育委員会規則で定	
別表第2	別表第2 (第3条関係)		別	表第2	(第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	

		現行				改正案	
(略)				(略)			
4 市長	生取たす対護すっめ活扱生るすのるてるは、活外る措事規ものと窮に保関あ定	番号法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの	5 長	市	生取たす対護すっめ 地徴事規も活扱生るすのるてる 方収務則の の関あ定護にに国生置務則の の関あ定のじ窮に保関あ定 課るてる	報て 生関障 活係害	表第2の26の項特定個人情 掲げる特定個人情報であっ 定めるもの 関係情報、外国人生活保護 、医療保険給付関係情報、 係情報又は介護保険関係情 て規則で定めるもの
			別表第3		(第4条関係) 事務	情報提供機関	特定個人情報
			1 育 会	季員	就学援助に関 する事務であ って教育委員	市長	地方税関係情報、住民票 関係情報、生活保護関係 情報又は外国人生活保護

現行	改正案		
	会規則で定めるもの	関係情報であって教育委 員会規則で定めるもの	